

豊中市キャッシュレス決済ポイント還元事業決済事業者公募要領

1 趣旨

豊中市キャッシュレス決済ポイント還元事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ豊中市内での消費を喚起するとともに、非接触のキャッシュレス決済を普及させることを目的とする。ついては、本事業の対象となるQRコード[※]決済事業者を選定するために必要な事項を定める。

※QRコード[※]は株式会社デンソーウェーブの登録商標

2 事業の概要

(1) 事業名称

豊中市キャッシュレス決済ポイント還元事業

(2) 事業の概要

- ① キャンペーン期間は、令和3年(2021年)5月から7月までの期間で豊中市が設定する。なお、複数の決済事業者を選定予定のため、1決済事業者のキャンペーン期間は1カ月間とし、決済事業者ごとに実施時期をずらして行う。

例) A 決済事業者 5月(1カ月間)実施、B 決済事業者 6月(1カ月間)実施

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン期間を変更する場合がある。

- ② 対象店舗は、選定された決済事業者の決済手段を導入している豊中市内店舗
- ③ ポイント還元率は、決済額の20%とする。ただし、1決済事業者あたりの期間中付与上限額は1人あたり5,000円相当とし、また、1決済あたりの付与上限額は2,000円相当とする。

(3) 上限提案額

本業務の上限提案額は495,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 履行期間

契約締結日からキャンペーン期間終了後3カ月を経過した月の末日

4 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- ① 事業対象を市内導入店舗に限定し、市が指定する店舗を除くことが可能であること。
- ② 決済額の20%のポイント還元が可能であり、期間中の付与上限額を1人あたり5,000円相当及び1決済あたりの付与上限額を2,000円相当とするポイント付与上限額を管理できること。
- ③ 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- ⑦ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくはそれに準ずるべき地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。

5 業務の内容

(1) 決済及びポイント還元に係る業務

- ① 決済手段は、店舗が簡易にかつ安価に導入・利用でき、参加店舗数の増加が期待できる QR コード[※]決済とすること。
- ② 店舗への入金サイクルを可能な限り短くすること。
- ③ 利用者へのポイント還元期間を可能な限り短くすること。

(2) 店舗への対応業務

- ① 加盟店舗に対して、キャンペーンの概要を周知するとともに、参加の意思確認を行うこと。
- ② 新規加盟店舗の開拓を積極的に行い、可能な限り短時間でキャンペーンに参加できるように対応すること。
- ③ 対象店舗一覧を作成し、市に提出すること。
- ④ 対象店舗であることがわかる店頭掲示物等の広報物を作成し、各対象店舗に配布すること。
- ⑤ 店舗からの問い合わせに対して、迅速に対応すること。
- ⑥ 店舗からの要望があれば、導入手続きについて個別に対応を行うこと。

(3) 広報・問い合わせ対応業務

- ① 市と協議のうえ、対象店舗に配布するチラシやポスター等の広報物を作成すること。キャンペーンの内容が分かりやすく、また、市が独自で行う施策であることが伝わるデザインとすること。
- ② 効果的な告知方法（ホームページ、SNS 等）により、広くキャンペーンの周知を図ること。
- ③ 一般の利用者等からの問い合わせ（利用方法等）に対して、円滑かつ誠実に対応すること。

(4) QR コード[※]決済説明会等開催業務

- ① 市内店舗のキャッシュレス化を進めるため、店舗に対し、QR コード[※]決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。

- ② 一般利用者に対し、スマホの使い方や QR コード[※]決済のメリットや方法などに関する説明会を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。

(5) QR コード[※]決済の動向調査報告業務

- ① キャンペーン期間中の QR コード[※]決済の動向（利用状況）等を調査し、1 週間に 1 回以上の頻度で市に報告すること。
- ② キャンペーンにおける対象店舗数、利用者数、業種及び日別の決済状況、決済利用回数など、事業の結果に関するデータの集計・分析を行い、実績報告書の提出時にデータ化した資料を添付すること。なお、提出を求めるデータの内容については、市と協議のうえ、決定するものとする。

(6) データの管理業務

- ① 業務の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、個人情報の取扱いは厳正に行うこと。

(7) その他の必要な業務

- ① 本業務を統括する事務局を設置すること。
- ② 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- ③ 事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ④ 事務局は市との連携を密にすること。

6 スケジュール（いずれも令和 3 年（2021 年））

(1) 公募要領等の公表	3 月 22 日（月）
(2) 質問の提出期限（電子メール）	3 月 24 日（水）正午まで
(3) 質問への回答	3 月 25 日（木）
(4) 企画提案書等の提出期限	3 月 29 日（月）正午まで（必着）
(5) 選定委員会	3 月 30 日（火）[予定]
(6) 選定結果の通知	4 月 1 日（木）[予定]
(7) 契約締結	4 月上旬頃 [予定]

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 質問、企画提案書等は公募要領等の公表日から提出可能とする。

※3 プレゼンテーション審査は実施しない。

7 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意様式）を電子メールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和 3 年（2021 年）3 月 24 日（水）正午まで

(2) 回答方法：質問に対する回答は、令和 3 年（2021 年）3 月 25 日（木）までにホームページに回答を掲載する。なお、期限後の質問には回答しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

持参、郵送または電子メールによること。

【持参の場合】 下記提出期限内（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に定める休日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】 発送の履歴を証明できる郵送方法により、下記提出期限内に必着するよう郵送すること。また、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

【電子メールの場合】 下記提出期限内に事務局あてに送付すること。また、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

(2) 提出期限

令和3年（2021年）3月29日（月）正午まで（必着）

(3) 提出先

提出書類は、後述する「13 事務局」に提出すること。

(4) 提出書類 ※提出書類への押印は不要とする

① 参加申込書	様式1
② 企画提案書	任意様式
③ 見積書	様式2
④ 見積の内訳書	任意様式
⑤ 会社概要（会社案内パンフレット等）	任意様式
⑥ 入札参加停止措置等状況調書	様式3

(5) 提出書類及び企画提案書の留意事項

別紙1「提出書類及び企画提案書の作成要領」のとおりとする。

(6) 提出部数

【持参・郵送の場合】 正本1部、副本6部

【電子メールの場合】 正本1部

9 決済事業者の選定

(1) 選定方法

- ・ 豊中市キャッシュレス決済ポイント還元事業決済事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、提出書類の内容に対する審査を行い、総合的に判断し、得点の高い提案者から順に上限提案額（495,000,000円）を超えない範囲で、複数の決済事業者を選定する。
- ・ 選定を行うなかで、疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

- ・ 審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合は、決済事業者を選定せず、後日、提案公募のやり直しを行うものとする。

(2) 選定結果の通知

令和3年(2021年)4月1日(木)[予定]に、豊中市ホームページに掲載するとともに、提案者全員に通知する。

(3) 審査基準

審査項目	考え方・着眼点	配点
競争力／優位性	QR [®] コード決済の導入の容易さ、導入店舗数及び利用者数、実施体制、導入店舗及び未加入店舗へのフォローアップ 等	50
独創性	市にとって有益で独創的な内容が盛り込まれている 等	20
周知活動	参加店舗及び利用者への周知活動 等	10
相談対応	説明会の実施方法、相談窓口・コールセンターの設置 等	10
価格の妥当性	価格の妥当性 等	10
合計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

10 契約の締結

- ・ 選定委員会において選定された決済事業者との交渉が成立した場合は、当該事業者と契約の締結を行う。
- ・ なお、契約内容及び仕様については、企画提案内容をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案に変更が生じることがある。
- ・ 選定された決済事業者との交渉が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と、交渉を行い、成立した場合には、当該事業者と契約の締結を行うものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、選定した決済事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、当該事業者とは契約を締結しないものとする。

- ・ 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 提案上限額を超える提案を行った場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為があった場合

- ・ 本事業を実施することが困難と認められる場合
- ・ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ・ 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- ・ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

12 その他

- ・ 企画提案に係る提出書類作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
- ・ 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出書類の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- ・ 提出書類に記載された内容は、特に明記がない場合は追加費用を伴わず実施する意向が決済事業者にあるものと判断する。
- ・ 質問の締切以降、事業に係る質問は一切受け付けない。

13 事務局

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第一庁舎 5階）

電話：06-6858-2188（直通） FAX：06-4865-2058

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

提出書類及び企画提案書の作成要領

1. 企画提案書の記載内容

次の①～⑪の項目についての企画提案を記載すること。なお、企画提案書の様式は任意とするが、見やすいデザイン・レイアウトとすること。

- ① 業務の実施体制（業務の取組体制や事務局の人員配置体制など）
- ② QR コード[※]決済の導入の容易さ（導入初期費用、決済手数料、振込手数料、店舗への入金サイクル、利用者へのポイント還元までの期間、アプリの使いやすさなど）
- ③ 豊中市内の QR コード[※]決済の導入店舗数、市内及び全国の利用者数 ※市内利用者数が不明な場合は、全国の利用者数のみでも可能。
- ④ 参加店舗への事業の周知、QR コード[※]決済導入店舗を増加させる取組み（効果的な広告誘導及び PR 策、説明会実施方法など）
- ⑤ 利用者への事業の周知、QR コード[※]決済利用促進の取組み（効果的な広告誘導及び PR 策、説明会実施方法など）
- ⑥ QR コード[※]決済導入店舗及び導入希望店舗や利用者への問い合わせ窓口（問い合わせ方法、問い合わせ窓口体制など）
- ⑦ QR コード[※]決済動向調査の方法（対象店舗数、利用者数、業種及び日別の決済状況、決済利用回数などの動向調査等）
- ⑧ データの管理（個人情報扱い方法や情報漏洩があった際の対応方法など）
- ⑨ キャンペーン実施関係（キャンペーン実施希望月、キャンペーン実施月前後のスケジュール）
- ⑩ 他市町村での本事業に類似する実績
- ⑪ その他、必要と思われる業務提案や効果的な企画検討等があれば記載

2. 見積書及び見積書の内訳の記載内容

(1) 見積書【様式 2】

- ① 「決済事業者公募要領 2 事業の概要 (3) 上限提案額」の範囲内で、提案価格を算定すること
- ② 提案価格は、ポイント還元額と事業経費を含めた額とすること

(2) 見積書の内訳【任意様式】

- ① ポイント還元額（非課税）と事業経費（税込）をそれぞれ記載すること
- ② 事業経費は、広報費、調査経費などの細目を記載すること
- ③ ポイント還元額と事業経費は、算定根拠（想定参加店舗数、決済額、単価等）を示した内容で記載すること